

## 北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程

〔平成25年4月1日〕  
〔企業管理規程第13号〕

|    |             |            |
|----|-------------|------------|
| 改正 | 平成26年12月25日 | 企業管理規程第4号  |
|    | 平成27年4月1日   | 企業管理規程第3号  |
|    | 平成28年3月1日   | 企業管理規程第6号  |
|    | 平成29年3月1日   | 企業管理規程第4号  |
|    | 平成30年3月1日   | 企業管理規程第2号  |
|    | 平成31年3月1日   | 企業管理規程第1号  |
|    | 令和2年3月1日    | 企業管理規程第1号  |
|    | 令和2年6月1日    | 企業管理規程第5号  |
|    | 令和2年9月1日    | 企業管理規程第9号  |
|    | 令和2年12月1日   | 企業管理規程第10号 |
|    | 令和3年4月1日    | 企業管理規程第2号  |
|    | 令和4年2月15日   | 企業管理規程第5号  |
|    | 令和4年3月1日    | 企業管理規程第6号  |
|    | 令和4年3月31日   | 企業管理規程第8号  |
|    | 令和4年6月1日    | 企業管理規程第10号 |

### (趣旨)

第1条 この規程は、北播磨総合医療センター企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成25年条例第8号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、職員の給与の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

### (給与の支払)

第2条 職員の給与は、直接本人に現金で支払うものとする。ただし、職員から自己名義の預金口座への振込みの申出があるときは、口座振替の方法により支払うことができる。

### (給料の支給)

第3条 給料は、月の1日から末日までの期間（以下「給与期間」という。）について、その全額をその月の20日に支給する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、土曜日又は日曜日でない日に

支給する。

- 2 新たに採用されて職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給又は降給等により、給料の額に異動を生じた職員には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 3 職員が離職したときは、その日までの給料を支給する。
- 4 職員が死亡したときは、その死亡の日の属する月の給料の全額を支給する。
- 5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合で、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料月額は、その期間の現日数から北播磨総合医療センター企業団職員就業規程（平成25年北播磨総合医療センター企業団管理規程第8号。以下「就業規程」という。）第24条第1項に規定する週休日（以下「週休日」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算（以下「日割計算」という。）する。

（休職等の場合の給料の支給）

第4条 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。

- (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
  - (2) 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書の許可（以下「専従許可」という。）を受け、又は専従許可の有効期間の終了により復職した場合
  - (3) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合
  - (4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
  - (5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合
  - (6) 法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合
  - (7) 給与を支給しないこととされている休暇（以下「無給の休暇」という。）を与えられ、又は無給の休暇の終了により職務に復帰した場合
- 2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、停職にされ、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をし、又は法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をしている職員が、給料の支給日後に復職し、又は職務に復帰した

場合には、その日以後速やかにその給与期間中の給料を支給する。

(給料表)

第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 医療職給料表(1) (別表第1)
- (2) 医療職給料表(2) (別表第2)
- (3) 医療職給料表(3) (別表第3)
- (4) 事務職給料表 (別表第4)

2 給料表に定める職務の級に分類する場合の基準となるべき職務の内容については、企業長が別に定める。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第6条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、企業長が別に定める基準に従い決定する。

2 職員が現に格付けされている職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、企業長が別に定めるところにより決定する。

3 職員の昇給は、企業長が別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

4 前項の規定により職員(55歳(医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては57歳。次項において同じ。)を超える職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号給の号給数を4号給(医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの及び医療職給料表(2)、医療職給料表(3)又は事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4级以上であるものにあつては、3号給)とすることを標準として企業長が別に定める基準に従い決定するものとする。

5 55歳を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給の号給数は、次の各号に掲げる号給数とする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である職員 2号給
- (2) 勤務成績が特に良好である職員 1号給

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(再任用職員の給料)

第7条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項

若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、就業規程第23条第3項の規定より定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た額とする。

（短時間勤務職員の給料）

第8条 育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）及び育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、就業規程第23条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

（管理職手当）

第9条 条例第4条に規定する企業長が指定する管理又は監督する地位にある職員及び支給する管理職手当の額は、次に掲げるとおりとする。

| 給料表区分     |          | 職務の級における<br>役職名 | 支給月額     |
|-----------|----------|-----------------|----------|
| 給料表       | 職務<br>の級 |                 |          |
| 医療職給料表（1） | 4        | 病院長             | 350,000円 |
|           |          | 副院長             | 200,000円 |
| 医療職給料表（2） | 5        | 副院長             | 120,000円 |
|           |          | 部長              | 100,000円 |
|           |          | 次長              | 80,000円  |
|           | 4        | 室長              | 70,000円  |
|           |          | 主幹              | 60,000円  |
|           |          | 副室長             | 50,000円  |
| 医療職給料表（3） | 5        | 副院長             | 120,000円 |
|           |          | 部長              | 100,000円 |
|           |          | 次長              | 80,000円  |
|           | 4        | 課長、室長           | 70,000円  |
|           |          | 主幹              | 60,000円  |
|           |          | 副課長、副室長         | 50,000円  |
| 事務職給料表    | 5        | 理事              | 120,000円 |

|  |         |         |          |
|--|---------|---------|----------|
|  |         | 部長、参事   | 100,000円 |
|  |         | 次長      | 80,000円  |
|  | 4       | 課長、室長   | 70,000円  |
|  | 主幹      | 60,000円 |          |
|  | 副課長、副室長 | 50,000円 |          |

- 2 前項の表に規定する役職名以外の役職を有する者に対する管理職手当の額は、担任する職務の内容、職責等を考慮して企業長が別に定める。
- 3 第1項に掲げる一の職を占める職員が、同項に掲げる他の職を兼ねる場合においてもその兼ねる職に係る管理職手当は支給しない。
- 4 職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病（以下「公務傷病等」という。）にかかり条例第20条の規定に基づいて勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除く。以下同じ。）には、管理職手当は、支給しない。
- 5 前項の場合において、管理職手当を支給する職について、支給期間の全部を代理した職員については、その代理した職について定められた管理職手当を支給することができる。

（役職手当）

第10条 条例第5条に規定する役職手当の支給対象の職員及び額は、次に掲げるとおりとする。ただし、第9条に規定する管理職手当の支給対象の職員は、これを支給しない。

| 給料表区分     |          | 職務の級における<br>役職名                      | 支給月額    |
|-----------|----------|--------------------------------------|---------|
| 給料表       | 職務<br>の級 |                                      |         |
| 医療職給料表（1） | 3        | 診療部長、先端医療センター長、がん総合診療センター長、臨床研修センター長 | 30,000円 |
|           |          | 診療科総括部長                              | 20,000円 |
|           |          | 診療科部長                                | 10,000円 |

- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による役職手当の支給について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第10条第1項」と、第2項から第4項までの項中「管理職手当」とあるのは「役職手当」と読み替えるものとする。

（扶養手当）

第11条 条例第6条に規定する扶養手当の月額は、同条第2項第1号及び第

- 3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。
- 2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
  - 3 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を扶養親族届（様式第1号）により企業長に届け出なければならない。
    - (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
    - (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は条例第6条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）
  - 4 企業長は、職員から前項の規定による届出を受けたときは、扶養親族届記載の扶養親族が条例第6条第2項に定める要件を備えているかどうかを審査し、扶養親族として認定するものとする。
  - 5 条例第6条第2項に該当する扶養親族があっても次の各号に掲げる者は、扶養親族としての認定を行わないものとする。
    - (1) 民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者
    - (2) その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年額130万円程度以上である者
    - (3) 重度心身障害者については、前2号によるほか、終身労務に服することができない程度でない者
  - 6 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である事実の証明がある場合に限り、その職員の扶養親族として認定することができる。
  - 7 企業長は、扶養親族の認定を行うに当たって必要と認めるときは、扶養親族たる要件を具備しているかどうかを証明するに足る書類の提出を求めることができる。
  - 8 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族がない職員に第3項第1号に掲げる事

実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

9 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第3項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第3項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第3項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合  
(地域手当)

第12条 条例第7条に規定する地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 条例第7条第1号に掲げる職員（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第16条の2第1項の規定による臨床研修中の者並びに医師免許又は歯科医師免許を取得後の実務経験の期間が2年未満の医師又は歯科医師（以下「研修医」という。）を除く。） 100分の10
- (2) 条例第7条第2号に掲げる職員 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に準じた割合  
(住居手当)

第13条 条例第8条に規定する企業管理規程で定める職員は、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員とする。

- 2 前項の規定は、次の各号に掲げる職員には適用しない。
  - (1) 企業団が設置する職員宿舎に居住している職員
  - (2) 企業団が借上げた職員宿舎に居住している職員
  - (3) 配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者（条例第6条に規定する扶養親族で第11条第3項の規定による届出がされている者に限る。）以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び企業長がこれに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員
- 3 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。
  - (1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
  - (2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）に11,000円を加算した額
- 4 新たに条例第8条の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届（様式第2）により、その居住の実情を速やかに企業長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額に変更があった場合についても、同様とする。
- 5 企業長は、職員から前項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第8条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。
- 6 第4項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、企業長が別に定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。
- 7 住居手当の支給は、職員が新たに条例第8条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第4項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。



- 8 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
- 9 企業長は、現に住居手当の支給を受けている職員が条例第8条の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

（通勤手当）

第14条 条例第9条に規定する通勤とは、職員が勤務のためその者の住居と勤務場所との間を往復することをいう。

2 条例第9条第1号に規定する職員の通勤手当の額は、支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として企業長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1月）をいう。以下同じ。）につき、第7項で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。

3 条例第9条第2号に規定する職員の通勤手当の額は、その者の自動車等の使用距離（職員の住居から勤務場所までに至る経路のうち、一般に利用し得る最短の経路をいう。以下同じ。）に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して企業長が別に定める職員にあつては、その額に企業長が別に定める割合を乗じて得た額）とする。

- (1) 片道5キロメートル未満の者 2,000円
- (2) 片道5キロメートル以上10キロメートル未満の者 4,200円
- (3) 片道10キロメートル以上15キロメートル未満の者 7,100円
- (4) 片道15キロメートル以上20キロメートル未満の者 10,000円

- (5) 片道20キロメートル以上25キロメートル未満の者 12,900円
- (6) 片道25キロメートル以上30キロメートル未満の者 15,800円
- (7) 片道30キロメートル以上35キロメートル未満の者 18,700円
- (8) 片道35キロメートル以上40キロメートル未満の者 21,600円
- (9) 片道40キロメートル以上45キロメートル未満の者 24,400円
- (10) 片道45キロメートル以上50キロメートル未満の者 26,200円
- (11) 片道50キロメートル以上55キロメートル未満の者 28,000円
- (12) 片道55キロメートル以上60キロメートル未満の者 29,800円
- (13) 片道60キロメートル以上の者 31,600円

4 条例第9条第3号に規定する職員の通勤手当の額は、第7項で定めるところにより算出したその者の1月当たりの運賃等相当額と、前項に定める額(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員で自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満のものである場合を除く。)との合計額(その額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。

5 交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

6 前項の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、正規の勤務時間が深夜に及ぶため、これにより難しい場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

7 第2項及び第4項に規定する運賃等相当額(以下「運賃等相当額」という。)は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 通用期間が支給単位期間である定期券の価額
  - (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額
  - (3) 企業長の定める交通機関等 企業長の定める額
- 8 第6項ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額とする。
- 9 条例第9条各号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、企業長が、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）別表に掲げる障害のため歩行することが著しく困難な職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認めるものとする。
- 10 条例第9条第2号に規定する交通の用具は、自転車、原動機付自転車及び自動車とする。ただし、企業団の所有に属するものを除く。
- 11 職員は、新たに条例第9条の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届（様式第3号）により、その通勤の実情を速やかに届け出なければならない。同条の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。
- (1) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつた場合
  - (2) 派遣等により勤務場所を異にした場合
- 12 企業長は、職員から前項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を定期券の提示を求める等の方法により確認し、その者が条例第9条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。
- 13 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第9条の職員たる要件が具備されるに至つた場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同条の職員たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当

の支給の開始については、第11項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

14 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

15 条例第9条の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間に係る通勤手当は、支給することはできない。

16 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の第3条第1項に規定する給料の支給日に支給する。

17 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して定める額を返納させるものとする。

18 企業長は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が条例第9条の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時確認するものとする。

（時間外勤務手当）

第15条 条例第10条に規定する時間外勤務手当の額は、当該勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間

との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 第1項の規定にかかわらず、就業規程第26条の規定により、あらかじめ就業規程第24条第2項又は第25条の規定に基づき割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（週休日の振替等（就業規程第26条第1項に規定する週休日の振替等をいう。以下同じ。）が同一週において行われる場合の、就業規程第24条第1項又は第25条の規定によりあらかじめ割り振られた週休日に勤務することを命ぜられた時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の35を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の50

5 就業規程第29条に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時ま

での間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合

- (2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の50から第3項に規定する割合を減じた割合
- 6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する割合」とあるのは、「100分の100」とする。
- 7 その日の勤務時間が始まる前に時間外勤務をしたときは、その日の時間外勤務として取り扱う。ただし、前日から引き続き翌日にわたり時間外勤務をしたときは、前日の時間外の勤務時間及び翌日の勤務時間が始まる前までの時間外勤務は、前日の時間外勤務として取り扱う。
- 8 公務による旅行中の職員は、その旅行期間中正規の勤務時間に勤務したものとみなす。ただし、旅行の目的地において正規の勤務時間を超えて勤務すべきことをあらかじめ命じられた場合において現に勤務し、かつ、その勤務時間につき明確に証明できるものについては時間外勤務手当を支給する
- 9 時間外勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、当該月の全時間数とし、それぞれ支給率の異なる部分ごとに各別に計算した時間数によって計算するものとする。この場合において、1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てて計算するものとする。

(休日勤務手当)

- 第16条 条例第11条に規定する休日勤務手当の額は、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額とする。
- 2 休日勤務手当は、休日における正規の勤務時間に相当する時間中における実働時間に対して支給するものとし、休日において正規の勤務時間に相当する時間を超えて勤務した部分については、時間外勤務手当を支給する。
- 3 休日が週休日に当たった場合の勤務に対しては、休日勤務手当を支給せず、時間外勤務手当を支給する。
- 4 勤務が2日にまたがる勤務で、その1日が休日に当たるときの休日勤務手当は、休日に当たる日の勤務に対してのみ支給する。
- 5 前条第9項の規定は、休日勤務手当について準用する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

- 第17条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対す

る地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を7時間45分に要勤務日数（当該年度の日数から週休日及び休日（就業規程第31条に規定する休日をいう。以下同じ。）の日数を減じた日数をいう。ただし、週休日と休日が重なる場合における休日は除く。）を乗じたもので除した額とする。

（夜間勤務手当）

第18条 条例第12条に規定する夜間勤務手当の額は、次の各号に掲げる深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）において行われる勤務1回につきそれぞれ当該各号に定める額とする

- (1) 深夜における勤務時間が4時間以上の勤務（勤務時間が深夜の全部を含む場合を除く。） 6,000円
- (2) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務 5,000円
- (3) 勤務時間が深夜の全部を含む勤務 11,000円

（宿日直手当）

第19条 条例第13条に規定する宿日直手当の額は、宿日直勤務又は宅直勤務（救急呼出に備えて自宅等において待機を行うことをいう。以下同じ。）1回につき、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 医療職給料表（1）の適用を受ける職員が行う次に掲げる宿日直勤務の区分に応じて定める額
  - ア 副直勤務（研修医が行う宿日直勤務をいう。以下同じ。） 17,500円
  - イ 半副直勤務（午後5時から連続する7時間の副直勤務をいう。以下同じ。） 10,000円
  - ウ ア及びイの規定にかかわらず、専攻医（医師免許又は歯科医師免許を取得後の実務経験の期間が2年以上5年未満の医師又は歯科医師（研修医を除く。）をいう。以下同じ。）が研修医に代わって行う半副直勤務 20,000円
  - エ アからウまでの規定以外の宿日直勤務 35,000円
- (2) 医療職給料表（2）又は医療職給料表（3）の適用を受ける職員が行う宿日直勤務 9,000円
- (3) 前2号以外の宿日直勤務 4,200円
- (4) 宅直勤務 5,000円を超えない範囲において、企業長が別に定める額

2 前項各号の規定にかかわらず、勤務時間が5時間未満（前項第1号イ及びウに定める半副直勤務にあっては、4時間未満）の場合は、前項各号に掲げ

る額に100分の50を乗じて得た額とする。

(医師手当)

第20条 条例第14条に規定する医師手当は、月額により支給するものとし、その額は次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) 研修医を除く医師及び歯科医師 給料の月額に100分の15を乗じて得た額

(2) 医師免許又は歯科医師免許を取得した年度を1年度とし、その後年度を迎えるごとに1を加算した年度数に10,000円を乗じて得た額に、次に掲げる区分に応じて定める額を加算した額(ただし、その額が200,000円を超える場合は200,000円とする。)

ア 研修医 30,000円

イ 専攻医 35,000円

ウ ア及びイ以外の医師及び歯科医師 40,000円

(3) 医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告できる事項(平成19年厚生労働省告示第108号)第1条第2号に基づき広告することができる医師及び歯科医師の専門性に関する資格を有し、職務にその資格が直接役立つと認められる場合 当該資格の数に5,000円を乗じて得た額(ただし、その額が10,000円を超える場合は10,000円とする。)

(4) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第13条に規定する産業医の資格を有し、職務にその資格が直接役立つと認められる場合 5,000円

2 前項第3号及び第4号に規定する医師手当の支給は、当該要件に該当するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、当該要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、支給の開始については、当該資格の確認が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その確認をした日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 医師手当の支給の対象となる職員が、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、これを支給しない。

(専門業務手当)

第21条 条例第15条に規定する専門業務手当は、次の各号に掲げる職員に月額により支給するものとし、その額は当該職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。ただし、第1号から第6号に定めるもののうち、2以上



の号に該当する場合は額の多い手当額とする。

- (1) 専門看護師として認定されている者で、当該認定されている分野の看護業務を行い、その資格が直接業務に役立つと認められる者 5,000円
  - (2) 特定行為に係る研修制度を修了した看護師で、特定行為として認定されている分野の業務を行う者 4,000円
  - (3) 認定看護師として認定されている者で、当該認定されている分野の看護業務を行い、その資格が直接業務に役立つと認められる者 3,000円
  - (4) 助産師で分娩の介助等の業務に従事する者 3,000円
  - (5) 医学物理士で放射線治療計画の立案及び放射線治療装置の管理等の業務に従事する者 給料月額に100分の10を乗じて得た額
  - (6) 前5号に定めるもののほか、資格又は業務の専門性等を考慮して企業長が認めた者 資格又は業務の専門性等を考慮して企業長が別に定める額
  - (7) 保健師、助産師、看護師及び准看護師 4,000円
- 2 前項第1号から第6号に規定する手当の支給を受ける職員が、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、これを支給しない。

(特殊勤務手当)

第22条 条例第16条に規定する特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特別診療等手当
- (2) 救急医療体制等確保手当
- (3) 災害派遣等手当
- (4) 防疫等作業手当

2 前項各号に掲げる特殊勤務手当の支給を受ける職員の範囲及び手当の額は、別表第5に定めるとおりとする。

(期末手当)

第23条 条例第17条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同条に規定するそれぞれの基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 無給休職者（法第28条第2項第1号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）
- (2) 刑事休職者（法第28条第2項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）

- (3) 停職者（法第29条の規定により停職にされている職員をいう。）
  - (4) 専従休職者（専従許可を受けている職員をいう。）
  - (5) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、条例第23条第2項に規定する職員以外の職員
  - (6) 法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている職員
  - (7) 法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をしている職員
- 2 条例第17条第1項後段の企業長が定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。
- (1) その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前項各号のいずれかに該当する職員であった者
  - (2) その退職又は失職の後基準日までの間において条例の適用を受ける職員又は特別職の職員となった者（非常勤である者にあつては、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員その他企業長の定める者に限る。）
  - (3) その退職に引き続き国又は他の地方公共団体（期末手当及び勤勉手当に相当する給与の支給について、条例の適用を受ける職員としての在職期間を在職期間に通算することを認めているものに限る。）の職員（非常勤である者にあつては、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員その他企業長の定める者に限る。）となった者
  - (4) その退職が、法第28条第4項の規定による失職又は法第29条第1項の規定による免職の処分を受けた職員で退職した者
- 3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- (1) 6月 100分の100
  - (2) 5月以上6月未満 100分の80
  - (3) 3月以上5月未満 100分の60
  - (4) 3月未満 100分の30
- 4 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。
- 5 第3項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 6 職務の級が医療職給料表(1)の2級以上である職員、医療職給料表(2)、医療職給料表(3)及び事務職給料表の3級以上の職員並びにその職務が役職にあるものとして別表第6で定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額と同表の職員の欄に掲げる職員の区分に応じてそれぞれ同表の加算割合の欄に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額を第3項の期末手当基礎額とする。
- 7 第3項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。ただし、次の各号に掲げる期間は除算する。
  - (1) 第1項第3号及び第4号に掲げる職員として在職した期間については、その全期間
  - (2) 休職にされていた期間(第1項第4号に掲げる職員として在職した期間を除く。)については、その2分の1の期間
  - (3) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1月以下である職員を除く。)として在職した期間については、その2分の1の期間
  - (4) 育児短時間勤務職員等として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間
  - (5) 第1項第6号及び第7号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間
- 8 公務傷病等による休職者であった期間については、前項の規定にかかわらず、除算は行なわない。
- 9 基準日以前6月以内の期間において、次の各号に掲げる者が条例の適用を受ける職員となった場合は、その期間においてそれらの者として在職した在職期間は、第7項の在職期間に算入する。
  - (1) 特別職に属する常勤の職員
  - (2) 国又は他の地方公共団体の職員(引き続き条例の適用を受ける職員となった場合に限る。)
  - (3) 前2号に準ずるものとして企業長が認める職員
- 10 前項の期間の算定については、第7項及び第8項の規定を準用する。
- 11 条例第23条第2項の管理規程で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。
  - (1) 育児休業法第2条の規定により育児休業していた期間

- (2) 第1項第3号、第4号、第6号又は第7号に掲げる職員として在職した期間
- (3) 休職にされていた期間（公務傷病等による休職の期間を除く。）
- 1 2 企業長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する住民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 1 3 条例第17条第2項、前項及び第17項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。
- 1 4 第9項に掲げる者が引き続き条例の適用を受ける職員となった場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。
- 1 5 企業長は、一時差止処分を行った場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。
- 1 6 前項の文書の交付は、一時差止処分を受けた者の所在を知ることができない場合においては、その内容を北播磨総合医療センター企業団公告式条例（平成22年北播磨総合医療センター企業団条例第3号）第2条に定める掲示場に掲示することをもってこれに代えることができるものとし、掲示された日から2週間を経過した時に文書の交付があったものとみなす。
- 1 7 企業長は、第12項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

18 前項の規定は、企業長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

19 企業長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

20 第12項から前項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

(勤勉手当)

第24条 条例第18条第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定する基準日に在職する職員（条例第18条第2項において準用する条例第17条第2項各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 休職者。ただし、公務傷病等による休職者を除く。
- (2) 前条第1項第3号、第4号、第6号及び第7号に該当する職員
- (3) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、条例第23条第3項に規定する職員以外の職員

2 条例第18条第1項後段の企業長が定める職員は、前条第2項の規定を準用する。

3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、その職員の勤務成績による割合（以下「成績率」という。）と勤務期間による割合（以下「期間率」という。）とを乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対す

る地域手当の月額合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額
- 4 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額合計額とする。
- 5 前条第6項の規定は、第3項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第6項中「前項」とあるのは「第24条第4項」と、「第3項の期末手当基礎額」とあるのは「同条第3項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。
- 6 再任用職員以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、企業長が定めるものとする。
  - (1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の115以上100分の190以下
  - (2) 勤務成績が優秀な職員 100分の103.5以上100分の115未満
  - (3) 勤務成績が良好な職員 100分の92以上100分の95以下
  - (4) 勤務成績が良好でない職員 100分の83.5以下
- 7 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、企業長が定めるものとする。
  - (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の47以上
  - (2) 勤務成績が良好な職員 100分の43.5以上100分の45以下
  - (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の41.5以下
- 8 期間率は、基準日以前6月以内の期間における職員の勤務期間に応じて、別表第7に掲げる勤務期間に対応する期間率とする。
- 9 前項に規定する勤務期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。ただし、次の各号に掲げる期間は除算する。
  - (1) 前条第1項第3号、第4号、第6号及び第7号に掲げる職員として在職した期間
  - (2) 休職にされていた期間(公務傷病等による休職者であった期間を除く。)
  - (3) 条例第20条の規定により給与の減額の対象となった期間

- (4) 負傷又は疾病（その負傷又は疾病が公務若しくは通勤に起因する場合を除く。）により勤務しなかった期間から週休日、就業規程第29条第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日及び休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
  - (5) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である職員を除く。）として在職した全期間
  - (6) 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間
  - (7) 北播磨総合医療センター企業団職員の育児休業等に関する規程（平成25年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第10号）第16条の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
  - (8) 就業規程第36条の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日、就業規程第29条第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日及び休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
  - (9) 就業規程第37条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
  - (10) 基準日以前6月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間
- 10 条例の適用を受ける職員としての在職期間の計算については、前条第9項の規定を準用する。
- 11 前項の期間の算定については、第9項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。
- 12 前条第12項から第20条までの規定は、勤勉手当の支給について準用する。
- （期末手当等の支給日）
- 第25条 条例第17条第1項及び第18条第1項に規定する期末手当及び勤勉手当の支給日は、次の各号に掲げる基準日の別に応じてそれぞれ当該各号に定める日に支給する。ただし、当該各号に定める日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日又は土曜日でない日に支給する。
- (1) 6月1日 6月30日

(2) 12月1日 12月10日

(期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額の端数計算)

第26条 第23条第3項の期末手当基礎額及び第24条第3項前段の勤勉手当基礎額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額とする。

(手当の支給方法)

第27条 第3条の規定は、管理職手当、役職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、医師手当及び専門業務手当の支給について準用する。

2 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び特殊勤務手当は、当該勤務した日の属する月の翌月の給料の支給日に支給する。

(給与の減額)

第28条 給与の減額の基礎となる時間数は、一の給与期間の勤務しなかった全時間数によって計算するものとする。この場合において、その時間数に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

2 減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じた月以降の給与から差し引くものとする。

3 職員が負傷又は疾病のため療養（公務傷病等のため療養する場合を除く。）する必要がある、就業規程第34条に規定する病気休暇の承認を受けた職員については、当該休暇が発生した日から起算して90日（結核性疾患の場合は1年）を超えて勤務しないときは、その90日（結核性疾患の倍は1年）を超えて勤務しない1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額するものとする。

(休職者の給与)

第29条 条例第21条に規定する休職者に対する給与の支給は、次の各号に定めるところによる。

(1) 職員が公務傷病等により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

(2) 職員が結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の80を支給することができる。

(3) 職員が前2項以外の心身の故障により、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達す



るまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- (4) 職員が、法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 2 法第28条第2項の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 3 第1項第2号及び第3号に規定する職員が、当該各号に規定する期間内で条例第17条第1項に規定する基準日前1月以内に退職又は死亡したときは、第25条に規定する日にそれぞれ当該各号の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、第23条第2項第2号から第4号までに掲げる職員については、この限りでない。
- 4 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、条例第17条第2項及び第23条第12項から第20項の規定を準用する。この場合において、第17条第2項中「前項」とあるのは、「第29条第3項」と読み替えるものとする。

(補則)

第30条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、企業長が定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。  
(新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫等作業手当の特例)
- 2 職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第2条に規定する期間に、新型コロナウイルス感染症(同令第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この項及び次項において同じ。)の患者及びその疑いのある患者に接する作業であって企業長が指定するものに従事したときは、第22条第1項第4号に規定する防疫等作業手当を支給する。
- 3 前項に規定する作業に従事した場合における防疫等作業手当の額は、当該作業に従事した日1日につき4,000円を超えない範囲内において、企業長が別に定めるところにより支給する。

附 則 (平成26年12月25日企業管理規程第4号)  
(施行期日等)

- 1 この規程は、平成26年12月25日から施行し、この規程による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。ただし、改正後の給与規程第19条、第24条及び附則第5項の規定については、平成26年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合において、この規定による改正前の北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（非常勤職員の通勤手当）

- 3 附則第1項の規定は、一般職に属する非常勤職員の任用等に関する規程（平成22年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第9号）第21条の規定による通勤手当について準用する。この場合において、同項中「平成26年4月1日」とあるのは「平成27年4月1日」と読み替えるものとする。

附 則（平成27年4月1日企業管理規程第3号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び企業長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、企業長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（号給の切替えに伴う経過措置）

- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（企業長が定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程（平成25年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第13号。以下「給与規程」という。）附則第2項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合において、特定職員となった日）以後、当該

額に98.5を乗じて得た額。)を給料として支給する。

- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、企業長の定めるところにより、同項に規定に準じて、給料を支給する。
- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、企業長が定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与規程第3条第5項、第8条、第23条第5項、第24条第4項、附則第2項第3号及び第4号並びに附則第4項の規定の適用については、給与規程第3条第5項、第8条、第23条第5項及び第24条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額と北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程(平成27年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第3号。以下「平成27年改正規程」という。)附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」と、附則第2項第3号及び第4号並びに附則第4項中「給料月額及び」とあるのは「給料月額と平成27年改正規程附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額及び」とする。

(雑則)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、企業長が定める。

附 則 (平成28年3月1日企業管理規程第6号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年3月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程(以下「給与規程」という。)別表第1から別表第4の改正規定に限る。)による改正後の給与規程の規定(平成28年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)は、平成27年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定(給与規程第24条及び附則第5項の改正規定に限る。)による改正後の給与規程の規定(平成28年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)は、平成27年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与規程の規定を適用する場合において、この規定による改正前

の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成29年3月1日企業管理規程第4号）  
（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）別表第1から別表第4の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定（平成29年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）及び第3条の規定（北播磨総合医療センター企業団職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「初任給等規程」という。）別表第7の改正規定に限る。）による改正後の初任給等規程の規定（平成29年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）は、平成28年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（給与規程第24条（第9項の改正規定を除く。）及び附則第5項の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定（平成29年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）は、平成28年12月1日から適用する。
- 4 第1条の規定（給与規程第24条第9項の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定及び第3条の規定（初任給等規程別表第9の改正規定に限る。）による改正後の初任給等規程の規定は、平成29年1月1日から適用する。

（給与の内払）

- 5 第1条の規定による改正後の給与規程の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

- 6 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与規程第11条第1項中「同条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「同条第2項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき

8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第3項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は条例第6条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」

とあるのは

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は条例第6条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）」

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、同条第9項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第3項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子、父母等で第3項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

附 則（平成30年3月1日企業管理規程第2号抄）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第4条及び第7条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定（北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程（以

下「給与規程」という。)別表第1から別表第4の改正規定に限る。)による改正後の給与規程の規定(平成30年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)、第5条の規定(北播磨総合医療センター企業団職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程(以下「初任給等規程」という。)別表第7の改正規定に限る。)による改正後の初任給等規程の規定(平成30年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)及び第6条の規定(北播磨総合医療センター企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規程(以下「任期付職員規程」という。)第4条第1項の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員規程の規定(平成30年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)は、平成29年4月1日から適用する。

- 3 第3条の規定(給与規程第24条及び附則第5項の改正規定に限る。)による改正後の給与規程の規定(平成30年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)及び第6条の規定(任期付職員規程第7条の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員規程の規定(平成30年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)は、平成29年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 第3条の規定による改正後の給与規程又は第6条の規定による改正後の任期付職員規程(以下この項において「改正後の規程」と総称する。)の規定を適用する場合において、第3条の規定による改正前の給与規程又は第6条の規定による改正前の任期付職員規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成31年3月1日企業管理規程第1号抄)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第4条及び第7条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定(北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程(以下「給与規程」という。)別表第1から別表第4の改正規定に限る。)による改正後の給与規程の規定(平成31年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)、第5条の規定(北播磨総合医療センター企業団職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程(以下「初任給等規程」という。))による改正後の初任給等規程の規定(平成31年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)及び第6条の規定(北播磨総合医療センター企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規程(以下「任期付職員規程」という。)第4条第1項の改正規定に限る。)による改正後の任期付職

員規程の規定（平成31年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）は、平成30年4月1日から適用する。

- 3 第3条の規定（給与規程第24条の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定（平成31年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）及び第6条の規定（任期付職員規程第7条の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員規程の規定（平成31年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）は、平成30年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 第3条の規定による改正後の給与規程又は第6条の規定による改正後の任期付職員規程（以下この項において「改正後の規程」と総称する。）の規定を適用する場合において、第3条の規定による改正前の給与規程又は第6条の規定による改正前の任期付職員規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和2年3月1日企業管理規程第1号抄）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第1条、第2条、第5条、第7条、第9条、第11条及び第13条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員就業規程の規定、第4条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の勤務時間等に関する規程の規定、第6条の規定（北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）別表第1から別表第4の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定（令和2年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）、第8条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「初任給等規程」という。）（令和2年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）及び第12条の規定（北播磨総合医療センター企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規程（以下「任期付職員規程」という。）第4条第1項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員規程の規定（令和2年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）は、平成31年4月1日から適用する。
- 3 第6条の規定（給与規程第24条の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定（令和2年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）及び第12条の規定（任期付職員規程第7条の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員規程の規定（令和2年3月1日以後に在職する職員に適用

する場合に限る。)は、令和元年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 第6条の規定による改正後の給与規程又は第12条の規定による改正後の任期付職員規程(以下この項において「改正後の規程」と総称する。)の規定を適用する場合において、第6条の規定による改正前の給与規程又は第12条の規定による改正前の任期付職員規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

- 7 第7条の規定による改正後の給与規程の第13条の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)の前日において第7条の規定による改正前の給与規程第13条の規定により支給されている住居手当の月額が2,000円を超える職員であつて、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る賃貸住宅に居住し、家賃を支払っている者のうち、改正前の給与規程第13条の規定による住居手当の額から改正後の給与条例第13条の規定による住居手当の額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員にあつては、一部施行日から令和3年3月31日までの間の住居手当については、改正後の給与規程第13条の規定にかかわらず、改正前の給与規程第13条の規定による住居手当の額から2,000円を減じた額とする。

附 則(令和2年6月1日企業管理規程第5号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年11月30日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程の規定は、令和2年3月1日から適用する。

附 則(令和2年9月1日企業管理規程第9号)

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

附 則(令和2年12月1日企業管理規程第10号)

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日企業管理規程第2号)

(施行期日等)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年2月15日企業管理規程第5号)

この規程は、公布の日から施行し、令和4年2月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から適用する。



附 則（令和４年３月１日企業管理規程第６号）

この規程は、令和４年３月１日から施行する。

附 則（令和４年３月３１日企業管理規程第８号）

（施行期日）

1 この規程は、令和４年４月１日から施行する。

（令和４年６月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和４年６月に支給する期末手当の額は、第２条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程第２３条第３項（同条第４項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）第２３条第５項から第７項まで若しくは第２９条第１項第１号から第３号まで、第３項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和３年１２月に支給された期末手当の額に、同月１日（同日前１箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与規程の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 1

27. 5分の15

(2) 再任用職員 72. 5分の10

別表第1（第5条関係）

医療職給料表（1）

（単位 円）

| 職員の<br>区分  | 職務の級<br>号給 | 1 級     | 2 級     | 3 級     | 4 級     |
|------------|------------|---------|---------|---------|---------|
|            |            | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
| 再任用職員以外の職員 | 1          | 274,500 | 335,000 | 399,000 | 471,700 |
|            | 2          | 278,500 | 338,000 | 401,900 | 474,000 |
|            | 3          | 282,500 | 340,900 | 404,500 | 476,200 |
|            | 4          | 286,500 | 343,800 | 407,200 | 478,500 |
|            | 5          | 290,300 | 346,500 | 409,800 | 480,700 |
|            | 6          | 294,300 | 349,700 | 412,200 | 482,900 |
|            | 7          | 298,200 | 352,800 | 414,900 | 485,100 |
|            | 8          | 302,100 | 355,900 | 417,300 | 487,300 |
|            | 9          | 305,800 | 358,700 | 419,500 | 489,300 |
|            | 10         | 309,400 | 361,400 | 422,200 | 491,400 |
|            | 11         | 312,900 | 364,500 | 424,800 | 493,500 |
|            | 12         | 316,500 | 367,700 | 427,500 | 495,600 |
|            | 13         | 320,100 | 370,600 | 429,900 | 497,700 |
|            | 14         | 323,800 | 374,100 | 432,400 | 499,800 |
|            | 15         | 327,300 | 377,100 | 434,800 | 501,900 |
|            | 16         | 330,600 | 380,700 | 437,300 | 504,000 |
|            | 17         | 334,100 | 384,300 | 439,300 | 506,100 |
|            | 18         | 336,800 | 387,000 | 441,700 | 508,100 |
|            | 19         | 339,400 | 389,500 | 444,000 | 510,100 |
|            | 20         | 342,000 | 392,100 | 446,400 | 512,100 |
|            | 21         | 344,800 | 394,900 | 447,900 | 513,900 |
|            | 22         | 346,700 | 397,200 | 450,300 | 515,700 |
|            | 23         | 348,900 | 399,700 | 452,600 | 517,600 |
|            | 24         | 351,300 | 401,800 | 454,900 | 519,500 |
|            | 25         | 353,500 | 403,800 | 456,900 | 521,200 |
|            | 26         | 355,800 | 406,100 | 459,200 | 523,000 |
|            | 27         | 357,900 | 408,300 | 461,400 | 524,800 |
|            | 28         | 360,200 | 410,600 | 463,700 | 526,600 |
|            | 29         | 362,400 | 412,900 | 465,800 | 528,200 |
|            | 30         | 364,800 | 415,000 | 468,100 | 530,000 |
|            | 31         | 367,000 | 417,000 | 470,400 | 531,800 |
|            | 32         | 369,000 | 419,100 | 472,600 | 533,600 |
|            | 33         | 371,300 | 421,000 | 474,600 | 535,200 |
|            | 34         | 372,500 | 422,800 | 476,700 | 537,000 |
|            | 35         | 373,900 | 424,600 | 478,800 | 538,700 |
|            | 36         | 375,000 | 426,600 | 480,900 | 540,500 |
|            | 37         | 376,200 | 428,500 | 483,000 | 542,100 |
|            | 38         | 377,600 | 430,500 | 484,800 | 543,700 |
|            | 39         | 379,100 | 432,400 | 486,600 | 545,100 |
|            | 40         | 380,600 | 434,400 | 488,400 | 546,700 |
|            | 41         | 381,700 | 436,200 | 490,100 | 548,200 |
|            | 42         | 382,700 | 438,000 | 491,900 | 549,600 |
|            | 43         | 383,700 | 439,700 | 493,700 | 551,000 |
|            | 44         | 384,500 | 441,500 | 495,500 | 552,300 |
|            | 45         | 385,400 | 443,300 | 497,100 | 553,500 |
|            | 46         | 386,300 | 445,100 | 498,800 | 554,500 |
|            | 47         | 387,000 | 446,900 | 500,600 | 555,500 |

|     |         |         |         |         |
|-----|---------|---------|---------|---------|
| 48  | 387,900 | 448,600 | 502,400 | 556,500 |
| 49  | 388,600 | 450,400 | 504,000 | 557,500 |
| 50  | 389,500 | 452,100 | 505,300 | 558,400 |
| 51  | 390,300 | 453,900 | 506,600 | 559,300 |
| 52  | 391,100 | 455,700 | 507,900 | 560,200 |
| 53  | 391,600 | 457,600 | 508,900 | 561,000 |
| 54  | 392,100 | 458,800 | 510,200 | 561,900 |
| 55  | 392,500 | 460,000 | 511,500 | 562,800 |
| 56  | 393,000 | 461,200 | 512,800 | 563,700 |
| 57  | 393,300 | 462,400 | 513,800 | 564,600 |
| 58  |         | 463,400 | 514,600 | 565,500 |
| 59  |         | 464,400 | 515,400 | 566,400 |
| 60  |         | 465,400 | 516,200 | 567,100 |
| 61  |         | 466,200 | 517,100 | 568,000 |
| 62  |         | 466,900 | 517,900 | 568,900 |
| 63  |         | 467,600 | 518,800 | 569,800 |
| 64  |         | 468,300 | 519,600 | 570,700 |
| 65  |         | 469,000 | 520,500 | 571,600 |
| 66  |         | 469,700 | 521,400 | 572,500 |
| 67  |         | 470,400 | 522,100 | 573,400 |
| 68  |         | 471,000 | 523,000 | 574,300 |
| 69  |         | 471,300 | 523,900 | 575,200 |
| 70  |         | 472,000 | 524,700 | 576,100 |
| 71  |         | 472,700 | 525,600 | 577,000 |
| 72  |         | 473,400 | 526,500 | 577,900 |
| 73  |         | 473,800 | 527,300 | 578,800 |
| 74  |         | 474,400 | 528,200 | 579,700 |
| 75  |         | 475,100 | 529,100 | 580,600 |
| 76  |         | 475,800 | 529,800 | 581,500 |
| 77  |         | 476,200 | 530,600 | 582,400 |
| 78  |         | 476,800 | 531,500 | 583,300 |
| 79  |         | 477,400 | 532,400 | 584,200 |
| 80  |         | 477,900 | 533,300 | 585,100 |
| 81  |         | 478,500 | 534,100 | 586,000 |
| 82  |         | 479,000 | 535,000 |         |
| 83  |         | 479,500 | 535,900 |         |
| 84  |         | 480,000 | 536,800 |         |
| 85  |         | 480,400 | 537,600 |         |
| 86  |         | 481,000 | 538,500 |         |
| 87  |         | 481,400 | 539,400 |         |
| 88  |         | 481,900 | 540,300 |         |
| 89  |         | 482,400 | 541,100 |         |
| 90  |         | 483,000 | 542,000 |         |
| 91  |         | 483,600 | 542,900 |         |
| 92  |         | 484,000 | 543,800 |         |
| 93  |         | 484,500 | 544,600 |         |
| 94  |         | 485,100 | 545,500 |         |
| 95  |         | 485,700 | 546,400 |         |
| 96  |         | 486,300 | 547,300 |         |
| 97  |         | 486,800 | 548,100 |         |
| 98  |         | 487,400 | 549,000 |         |
| 99  |         | 488,000 | 549,900 |         |
| 100 |         | 488,600 | 550,800 |         |

|           |     |         |         |         |         |
|-----------|-----|---------|---------|---------|---------|
|           | 101 |         | 489,100 | 551,600 |         |
|           | 102 |         | 489,700 | 552,500 |         |
|           | 103 |         | 490,300 | 553,400 |         |
|           | 104 |         | 490,900 | 554,300 |         |
|           | 105 |         | 491,400 | 555,100 |         |
|           | 106 |         | 492,000 |         |         |
|           | 107 |         | 492,600 |         |         |
|           | 108 |         | 493,200 |         |         |
|           | 109 |         | 493,700 |         |         |
|           | 110 |         | 494,300 |         |         |
|           | 111 |         | 494,900 |         |         |
|           | 112 |         | 495,500 |         |         |
|           | 113 |         | 496,000 |         |         |
| 再任用<br>職員 |     | 296,200 | 338,600 | 393,000 | 466,000 |

(備考) この給料表の適用を受ける職員  
医師及び歯科医師

別表第2（第5条関係）

医療職給料表（2）

（単位 円）

| 職員の<br>区分  | 職務の級<br>号給 | 1 級     | 2 級     | 3 級     | 4 級     | 5 級     |
|------------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|
|            |            | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
| 再任用職員以外の職員 | 1          | 163,100 | 188,400 | 249,600 | 327,000 | 371,100 |
|            | 2          | 164,800 | 190,000 | 250,800 | 329,000 | 373,800 |
|            | 3          | 166,400 | 191,600 | 252,000 | 331,200 | 376,400 |
|            | 4          | 168,200 | 193,200 | 253,400 | 333,400 | 379,100 |
|            | 5          | 169,700 | 194,700 | 254,600 | 335,200 | 381,500 |
|            | 6          | 171,600 | 196,200 | 255,800 | 337,400 | 384,200 |
|            | 7          | 173,600 | 197,800 | 257,000 | 339,400 | 386,800 |
|            | 8          | 175,500 | 199,300 | 258,000 | 341,600 | 389,500 |
|            | 9          | 177,400 | 200,900 | 259,300 | 343,400 | 391,600 |
|            | 10         | 179,200 | 202,600 | 260,100 | 345,500 | 393,900 |
|            | 11         | 181,000 | 204,200 | 261,100 | 347,600 | 396,100 |
|            | 12         | 182,900 | 205,900 | 262,100 | 349,700 | 398,300 |
|            | 13         | 184,700 | 207,300 | 263,400 | 351,200 | 400,400 |
|            | 14         | 186,200 | 208,900 | 264,600 | 353,200 | 402,400 |
|            | 15         | 187,700 | 210,500 | 266,200 | 355,100 | 404,400 |
|            | 16         | 189,200 | 212,100 | 267,600 | 357,100 | 406,500 |
|            | 17         | 190,800 | 213,500 | 269,100 | 358,900 | 408,300 |
|            | 18         | 192,100 | 215,100 | 270,800 | 360,900 | 410,300 |
|            | 19         | 193,600 | 216,800 | 272,500 | 362,900 | 412,200 |
|            | 20         | 195,000 | 218,500 | 274,200 | 364,900 | 414,300 |
|            | 21         | 196,500 | 219,800 | 276,000 | 366,700 | 416,100 |
|            | 22         | 197,700 | 221,300 | 277,700 | 368,700 | 417,700 |
|            | 23         | 199,000 | 222,700 | 279,400 | 370,800 | 419,300 |
|            | 24         | 200,300 | 224,200 | 281,000 | 372,900 | 420,800 |
|            | 25         | 201,700 | 225,600 | 282,800 | 374,300 | 422,300 |
|            | 26         | 203,100 | 227,000 | 284,500 | 376,100 | 423,600 |
|            | 27         | 204,400 | 228,300 | 286,300 | 377,900 | 424,900 |
|            | 28         | 205,800 | 229,600 | 287,900 | 379,600 | 426,200 |
|            | 29         | 206,900 | 235,600 | 289,600 | 381,400 | 427,500 |
|            | 30         | 208,200 | 237,100 | 291,400 | 382,900 | 428,700 |
|            | 31         | 209,500 | 238,500 | 293,200 | 384,500 | 429,900 |
|            | 32         | 210,800 | 239,700 | 295,100 | 386,200 | 431,000 |
|            | 33         | 211,900 | 241,300 | 296,800 | 387,500 | 432,200 |
|            | 34         | 213,100 | 242,700 | 298,500 | 388,800 | 433,400 |
|            | 35         | 214,300 | 243,900 | 300,300 | 390,100 | 434,600 |
|            | 36         | 215,500 | 245,300 | 302,100 | 391,300 | 435,800 |
|            | 37         | 216,700 | 246,100 | 305,100 | 392,400 | 437,100 |
|            | 38         | 217,800 | 247,300 | 307,000 | 393,600 | 437,900 |
|            | 39         | 218,800 | 248,500 | 309,100 | 394,700 | 438,300 |
|            | 40         | 219,900 | 249,600 | 311,100 | 395,800 | 439,000 |
|            | 41         | 220,900 | 251,000 | 313,100 | 396,600 | 439,500 |
|            | 42         | 221,900 | 251,900 | 315,100 | 397,400 | 439,900 |
|            | 43         | 222,800 | 252,900 | 317,200 | 398,200 | 440,300 |
|            | 44         | 223,800 | 254,000 | 319,300 | 399,000 | 440,700 |
|            | 45         | 224,100 | 255,200 | 321,100 | 399,400 | 441,100 |
|            | 46         | 224,900 | 256,400 | 323,100 | 400,000 | 441,500 |
|            | 47         | 225,600 | 257,800 | 324,900 | 400,500 | 441,900 |

|     |         |         |         |         |         |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 48  | 226,400 | 259,300 | 326,900 | 400,900 | 442,200 |
| 49  | 227,100 | 260,700 | 328,600 | 401,300 | 442,500 |
| 50  | 228,000 | 262,300 | 330,500 | 401,600 | 442,900 |
| 51  | 228,700 | 263,900 | 332,500 | 401,900 | 443,200 |
| 52  | 229,400 | 265,400 | 334,500 | 402,200 | 443,500 |
| 53  | 230,300 | 266,800 | 335,800 | 402,500 | 443,800 |
| 54  | 231,000 | 268,500 | 337,600 | 402,800 | 444,200 |
| 55  | 231,900 | 270,100 | 339,300 | 403,100 | 444,500 |
| 56  | 232,900 | 271,700 | 341,100 | 403,400 | 444,800 |
| 57  | 233,500 | 273,200 | 342,800 | 403,700 | 445,100 |
| 58  | 234,200 | 274,700 | 344,600 | 404,000 | 445,500 |
| 59  | 234,900 | 276,300 | 346,500 | 404,300 | 445,800 |
| 60  | 235,600 | 277,700 | 348,300 | 404,700 | 446,100 |
| 61  | 236,300 | 279,200 | 350,100 | 404,900 | 446,400 |
| 62  | 236,900 | 280,800 | 351,800 | 405,200 | 446,800 |
| 63  | 237,500 | 282,500 | 353,400 | 405,500 | 447,100 |
| 64  | 238,000 | 284,200 | 355,100 | 405,800 | 447,400 |
| 65  | 238,700 | 285,700 | 356,300 | 406,000 | 447,700 |
| 66  | 239,400 | 287,400 | 357,400 | 406,300 |         |
| 67  | 240,100 | 289,100 | 358,600 | 406,600 |         |
| 68  | 240,600 | 290,700 | 359,800 | 406,900 |         |
| 69  | 241,000 | 291,900 | 361,000 | 407,100 |         |
| 70  | 241,600 | 293,500 | 361,800 | 407,400 |         |
| 71  | 242,200 | 294,800 | 363,000 | 407,700 |         |
| 72  | 242,800 | 296,400 | 364,100 | 408,000 |         |
| 73  | 243,100 | 297,700 | 365,100 | 408,200 |         |
| 74  | 243,500 | 299,200 | 366,100 | 408,500 |         |
| 75  | 243,900 | 300,600 | 367,100 | 408,800 |         |
| 76  | 244,200 | 302,100 | 368,100 | 409,100 |         |
| 77  | 244,500 | 303,400 | 368,900 | 409,300 |         |
| 78  |         | 305,100 | 369,700 |         |         |
| 79  |         | 306,600 | 370,600 |         |         |
| 80  |         | 308,200 | 371,500 |         |         |
| 81  |         | 309,900 | 372,000 |         |         |
| 82  |         | 311,600 | 372,800 |         |         |
| 83  |         | 313,200 | 373,600 |         |         |
| 84  |         | 314,900 | 374,400 |         |         |
| 85  |         | 315,800 | 374,800 |         |         |
| 86  |         | 317,200 | 375,500 |         |         |
| 87  |         | 318,700 | 376,200 |         |         |
| 88  |         | 320,300 | 376,900 |         |         |
| 89  |         | 321,700 | 377,300 |         |         |
| 90  |         | 323,000 | 377,900 |         |         |
| 91  |         | 324,200 | 378,600 |         |         |
| 92  |         | 325,500 | 379,200 |         |         |
| 93  |         | 326,600 | 379,600 |         |         |
| 94  |         | 327,600 | 380,100 |         |         |
| 95  |         | 328,700 | 380,600 |         |         |
| 96  |         | 329,700 | 381,100 |         |         |
| 97  |         | 330,200 | 381,700 |         |         |
| 98  |         | 331,100 | 382,200 |         |         |
| 99  |         | 331,900 | 382,800 |         |         |
| 100 |         | 332,800 | 383,400 |         |         |

|           |  |         |         |         |         |         |
|-----------|--|---------|---------|---------|---------|---------|
| 101       |  | 333,600 | 383,900 |         |         |         |
| 102       |  | 333,900 | 384,400 |         |         |         |
| 103       |  | 334,500 | 384,900 |         |         |         |
| 104       |  | 335,200 | 385,400 |         |         |         |
| 105       |  | 335,800 | 385,700 |         |         |         |
| 106       |  | 336,500 | 386,200 |         |         |         |
| 107       |  | 337,200 | 386,600 |         |         |         |
| 108       |  | 337,900 | 387,000 |         |         |         |
| 109       |  | 338,600 | 387,400 |         |         |         |
| 110       |  | 339,100 |         |         |         |         |
| 111       |  | 339,700 |         |         |         |         |
| 112       |  | 340,300 |         |         |         |         |
| 113       |  | 340,600 |         |         |         |         |
| 114       |  | 341,200 |         |         |         |         |
| 115       |  | 341,700 |         |         |         |         |
| 116       |  | 342,300 |         |         |         |         |
| 117       |  | 342,800 |         |         |         |         |
| 118       |  | 343,300 |         |         |         |         |
| 119       |  | 343,800 |         |         |         |         |
| 120       |  | 344,200 |         |         |         |         |
| 121       |  | 344,500 |         |         |         |         |
| 122       |  | 344,800 |         |         |         |         |
| 123       |  | 345,200 |         |         |         |         |
| 124       |  | 345,500 |         |         |         |         |
| 125       |  | 346,000 |         |         |         |         |
| 126       |  | 346,300 |         |         |         |         |
| 127       |  | 346,600 |         |         |         |         |
| 128       |  | 346,900 |         |         |         |         |
| 129       |  | 347,300 |         |         |         |         |
| 130       |  | 347,600 |         |         |         |         |
| 131       |  | 348,000 |         |         |         |         |
| 132       |  | 348,300 |         |         |         |         |
| 133       |  | 348,700 |         |         |         |         |
| 再任用<br>職員 |  | 188,700 | 215,300 | 256,900 | 282,100 | 322,800 |

(備考) この給料表の適用を受ける職員

薬剤師、医学物理士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、管理栄養士、歯科衛生士、歯科技工士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師及び臨床心理士

別表第3（第5条関係）

医療職給料表（3）

（単位 円）

| 職員の<br>区分  | 職務の級<br>号給 | 1 級     | 2 級     | 3 級     | 4 級     | 5 級     |
|------------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|
|            |            | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
| 再任用職員以外の職員 | 1          | 176,700 | 240,200 | 262,700 | 287,100 | 330,100 |
|            | 2          | 178,400 | 242,000 | 263,700 | 288,800 | 332,200 |
|            | 3          | 180,000 | 243,800 | 264,600 | 290,400 | 334,200 |
|            | 4          | 181,500 | 245,600 | 265,700 | 292,200 | 336,400 |
|            | 5          | 182,900 | 247,000 | 266,200 | 293,900 | 338,400 |
|            | 6          | 184,900 | 248,300 | 267,200 | 295,700 | 340,500 |
|            | 7          | 186,900 | 249,400 | 268,000 | 297,400 | 342,600 |
|            | 8          | 188,900 | 250,700 | 268,900 | 299,100 | 344,700 |
|            | 9          | 191,000 | 251,700 | 270,000 | 301,000 | 346,200 |
|            | 10         | 193,100 | 252,700 | 270,700 | 302,700 | 348,200 |
|            | 11         | 195,200 | 253,600 | 271,800 | 304,400 | 350,100 |
|            | 12         | 197,300 | 254,500 | 273,000 | 306,100 | 352,100 |
|            | 13         | 199,300 | 255,700 | 274,300 | 307,600 | 354,000 |
|            | 14         | 201,500 | 256,800 | 275,400 | 309,200 | 356,100 |
|            | 15         | 203,700 | 257,600 | 276,600 | 311,000 | 358,200 |
|            | 16         | 205,900 | 258,600 | 278,000 | 312,800 | 360,200 |
|            | 17         | 207,800 | 259,100 | 279,300 | 314,500 | 362,200 |
|            | 18         | 209,100 | 260,000 | 280,600 | 316,100 | 364,200 |
|            | 19         | 210,300 | 261,000 | 281,600 | 317,800 | 366,300 |
|            | 20         | 211,600 | 261,800 | 282,800 | 319,500 | 368,400 |
|            | 21         | 212,800 | 262,700 | 284,400 | 320,900 | 370,100 |
|            | 22         | 213,900 | 263,600 | 286,000 | 322,400 | 372,200 |
|            | 23         | 215,200 | 264,500 | 287,300 | 323,900 | 374,300 |
|            | 24         | 216,400 | 265,500 | 288,600 | 325,400 | 376,300 |
|            | 25         | 217,700 | 266,700 | 289,900 | 326,800 | 378,300 |
|            | 26         | 219,000 | 267,600 | 291,500 | 328,200 | 379,900 |
|            | 27         | 220,300 | 268,800 | 293,200 | 329,700 | 381,800 |
|            | 28         | 221,600 | 270,000 | 294,700 | 331,300 | 383,700 |
|            | 29         | 222,700 | 271,200 | 296,000 | 332,400 | 385,500 |
|            | 30         | 224,100 | 272,600 | 297,600 | 333,900 | 387,200 |
|            | 31         | 225,400 | 274,100 | 299,200 | 335,300 | 389,100 |
|            | 32         | 226,800 | 275,400 | 300,900 | 336,800 | 390,900 |
|            | 33         | 227,700 | 277,000 | 302,300 | 338,400 | 392,600 |
|            | 34         | 229,100 | 278,400 | 303,800 | 339,900 | 394,300 |
|            | 35         | 230,500 | 279,600 | 305,400 | 341,500 | 396,100 |
|            | 36         | 231,900 | 280,800 | 307,000 | 343,000 | 397,800 |
|            | 37         | 233,100 | 282,400 | 308,300 | 344,700 | 399,400 |
|            | 38         | 234,500 | 283,600 | 309,700 | 346,300 | 401,100 |
|            | 39         | 235,800 | 285,000 | 311,100 | 347,800 | 402,900 |
|            | 40         | 237,100 | 286,200 | 312,700 | 349,400 | 404,700 |
|            | 41         | 239,400 | 287,500 | 314,200 | 350,600 | 406,200 |
|            | 42         | 240,800 | 289,000 | 315,600 | 352,100 | 407,700 |
|            | 43         | 242,100 | 290,500 | 317,000 | 353,600 | 409,200 |
|            | 44         | 243,200 | 292,100 | 318,500 | 355,000 | 410,500 |
|            | 45         | 244,400 | 293,400 | 319,300 | 356,600 | 411,600 |
|            | 46         | 245,500 | 294,800 | 320,700 | 357,600 | 412,700 |
|            | 47         | 246,400 | 296,300 | 322,100 | 359,100 | 413,800 |



|     |         |         |         |         |         |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 48  | 247,500 | 297,800 | 323,600 | 360,400 | 415,000 |
| 49  | 248,400 | 298,900 | 324,700 | 361,800 | 416,300 |
| 50  | 249,500 | 300,200 | 326,100 | 363,200 | 417,400 |
| 51  | 250,400 | 301,400 | 327,400 | 364,500 | 418,600 |
| 52  | 251,500 | 302,800 | 328,700 | 365,900 | 419,700 |
| 53  | 251,900 | 304,200 | 330,100 | 367,400 | 420,900 |
| 54  | 252,800 | 305,500 | 331,500 | 368,600 | 421,900 |
| 55  | 253,700 | 306,900 | 332,900 | 369,700 | 423,000 |
| 56  | 254,400 | 308,300 | 334,200 | 370,900 | 424,100 |
| 57  | 255,200 | 309,100 | 335,100 | 372,000 | 425,200 |
| 58  | 256,100 | 310,300 | 336,400 | 372,900 | 426,300 |
| 59  | 257,000 | 311,500 | 337,600 | 373,900 | 427,400 |
| 60  | 258,000 | 312,900 | 338,900 | 374,900 | 428,300 |
| 61  | 259,000 | 314,000 | 340,000 | 375,500 | 429,100 |
| 62  | 260,000 | 315,300 | 340,900 | 376,300 | 429,900 |
| 63  | 261,200 | 316,600 | 342,100 | 377,100 | 430,700 |
| 64  | 262,400 | 317,800 | 343,400 | 377,900 | 431,400 |
| 65  | 263,500 | 319,100 | 344,500 | 378,600 | 432,000 |
| 66  | 264,900 | 320,400 | 345,700 | 379,300 | 432,700 |
| 67  | 266,200 | 321,700 | 346,900 | 380,100 | 433,300 |
| 68  | 267,500 | 323,000 | 348,000 | 380,800 | 434,100 |
| 69  | 269,000 | 323,700 | 349,000 | 381,400 | 434,900 |
| 70  | 270,500 | 324,800 | 350,000 | 382,000 | 435,700 |
| 71  | 271,900 | 325,900 | 351,100 | 382,700 | 436,400 |
| 72  | 273,300 | 326,800 | 352,200 | 383,300 | 437,300 |
| 73  | 274,700 | 328,100 | 353,000 | 384,000 | 438,100 |
| 74  | 276,000 | 328,800 | 353,900 | 384,500 | 438,900 |
| 75  | 277,400 | 329,900 | 354,800 | 385,100 | 439,700 |
| 76  | 278,500 | 331,100 | 355,700 | 385,600 | 440,400 |
| 77  | 279,900 | 332,200 | 356,600 | 386,000 | 441,100 |
| 78  | 281,400 | 333,400 | 357,600 | 386,600 | 441,800 |
| 79  | 282,900 | 334,500 | 359,100 | 387,100 | 442,500 |
| 80  | 284,400 | 335,700 | 360,400 | 387,400 | 443,100 |
| 81  | 285,500 | 336,800 | 361,800 | 387,700 | 443,600 |
| 82  | 287,000 | 337,900 | 363,200 | 388,200 | 444,300 |
| 83  | 288,500 | 338,900 | 364,500 | 388,600 | 444,900 |
| 84  | 289,900 | 340,000 | 365,900 | 388,900 | 445,600 |
| 85  | 290,900 | 340,900 | 367,400 | 389,200 | 446,200 |
| 86  | 292,300 | 341,900 | 368,600 | 389,700 | 446,900 |
| 87  | 293,500 | 342,800 | 369,700 | 390,200 | 447,600 |
| 88  | 294,800 | 343,800 | 370,900 | 390,600 | 448,100 |
| 89  | 296,200 | 344,500 | 372,000 | 390,900 | 448,600 |
| 90  | 297,500 | 345,700 | 372,900 | 391,300 | 449,000 |
| 91  | 298,700 | 346,900 | 373,900 | 391,800 | 449,300 |
| 92  | 300,000 | 348,000 | 374,900 | 392,200 | 449,700 |
| 93  | 300,500 | 349,000 | 375,500 | 392,600 | 450,100 |
| 94  | 301,700 | 350,000 | 376,300 | 393,000 | 450,400 |
| 95  | 302,800 | 351,100 | 377,100 | 393,500 | 450,700 |
| 96  | 304,000 | 352,200 | 377,900 | 393,900 | 451,200 |
| 97  | 305,100 | 353,000 | 378,600 | 394,300 | 451,600 |
| 98  | 306,300 | 354,100 | 379,300 | 394,700 | 452,000 |
| 99  | 307,500 | 355,200 | 380,100 | 395,200 | 452,300 |
| 100 | 308,600 | 356,300 | 380,800 | 395,600 | 452,700 |

|     |         |         |         |         |         |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 101 | 309,900 | 357,000 | 381,400 | 396,000 | 453,100 |
| 102 | 311,100 | 357,800 | 382,000 | 396,400 |         |
| 103 | 312,300 | 358,600 | 382,700 | 396,900 |         |
| 104 | 313,500 | 359,300 | 383,300 | 397,300 |         |
| 105 | 314,300 | 359,900 | 384,000 | 397,700 |         |
| 106 | 315,000 | 360,400 | 384,500 | 398,100 |         |
| 107 | 315,700 | 361,000 | 385,100 | 398,600 |         |
| 108 | 316,300 | 361,500 | 385,600 | 399,000 |         |
| 109 | 317,000 | 362,100 | 386,000 | 399,400 |         |
| 110 | 317,300 | 362,600 | 386,600 | 399,800 |         |
| 111 | 317,900 | 363,200 | 387,100 | 400,300 |         |
| 112 | 318,600 | 363,700 | 387,400 | 400,700 |         |
| 113 | 319,000 | 364,100 | 387,700 | 401,100 |         |
| 114 | 319,600 | 364,500 | 388,200 | 401,500 |         |
| 115 | 320,200 | 365,100 | 388,600 | 402,000 |         |
| 116 | 320,800 | 365,600 | 388,900 | 402,400 |         |
| 117 | 321,200 | 365,900 | 389,200 | 402,800 |         |
| 118 | 321,700 | 366,400 | 389,700 | 403,200 |         |
| 119 | 322,200 | 366,800 | 390,200 | 403,700 |         |
| 120 | 322,700 | 367,100 | 390,600 | 404,100 |         |
| 121 | 323,100 | 367,700 | 390,900 | 404,500 |         |
| 122 | 323,500 | 368,200 | 391,300 | 404,900 |         |
| 123 | 323,800 | 368,700 | 391,800 | 405,400 |         |
| 124 | 324,100 | 369,200 | 392,200 | 405,800 |         |
| 125 | 324,500 | 369,800 | 392,600 | 406,200 |         |
| 126 | 324,900 | 370,300 |         | 406,600 |         |
| 127 | 325,300 | 370,800 |         | 407,100 |         |
| 128 | 325,600 | 371,200 |         | 407,500 |         |
| 129 | 325,800 | 371,800 |         | 407,900 |         |
| 130 | 326,100 | 372,300 |         | 408,300 |         |
| 131 | 326,500 | 372,800 |         | 408,800 |         |
| 132 | 326,700 | 373,300 |         | 409,200 |         |
| 133 | 326,900 | 373,900 |         | 409,600 |         |
| 134 | 327,200 | 374,300 |         |         |         |
| 135 | 327,500 | 374,800 |         |         |         |
| 136 | 327,800 | 375,300 |         |         |         |
| 137 | 328,000 | 375,900 |         |         |         |
| 138 | 328,300 |         |         |         |         |
| 139 | 328,700 |         |         |         |         |
| 140 | 328,900 |         |         |         |         |
| 141 | 329,100 |         |         |         |         |
| 142 | 329,300 |         |         |         |         |
| 143 | 329,700 |         |         |         |         |
| 144 | 329,900 |         |         |         |         |
| 145 | 330,200 |         |         |         |         |
| 146 | 330,600 |         |         |         |         |
| 147 | 331,000 |         |         |         |         |
| 148 | 331,400 |         |         |         |         |
| 149 | 331,700 |         |         |         |         |
| 150 | 332,100 |         |         |         |         |
| 151 | 332,500 |         |         |         |         |
| 152 | 332,900 |         |         |         |         |
| 153 | 333,200 |         |         |         |         |

|           |     |         |         |         |         |         |
|-----------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
|           | 154 | 333,600 |         |         |         |         |
|           | 155 | 333,900 |         |         |         |         |
|           | 156 | 334,300 |         |         |         |         |
|           | 157 | 334,600 |         |         |         |         |
|           | 158 | 335,000 |         |         |         |         |
|           | 159 | 335,400 |         |         |         |         |
|           | 160 | 335,800 |         |         |         |         |
|           | 161 | 336,100 |         |         |         |         |
|           | 162 | 336,500 |         |         |         |         |
|           | 163 | 336,900 |         |         |         |         |
|           | 164 | 337,300 |         |         |         |         |
|           | 165 | 337,600 |         |         |         |         |
| 再任用<br>職員 |     | 235,100 | 255,400 | 272,800 | 289,100 | 326,200 |

(備考) この給料表の適用を受ける職員  
保健師、助産師、看護師及び准看護師

別表第4（第5条関係）

事務職給料表

（単位 円）

| 職員の<br>区分  | 職務の級<br>号給 | 1 級     | 2 級     | 3 級     | 4 級     | 5 級     |
|------------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|
|            |            | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
| 再任用職員以外の職員 | 1          | 146,100 | 195,500 | 264,200 | 319,200 | 362,900 |
|            | 2          | 147,200 | 197,300 | 266,000 | 321,400 | 365,500 |
|            | 3          | 148,400 | 199,100 | 267,800 | 323,700 | 367,900 |
|            | 4          | 149,500 | 200,900 | 269,900 | 325,900 | 370,500 |
|            | 5          | 150,600 | 202,400 | 271,600 | 328,100 | 372,400 |
|            | 6          | 151,700 | 204,200 | 273,400 | 330,100 | 374,900 |
|            | 7          | 152,800 | 206,000 | 275,200 | 332,300 | 377,200 |
|            | 8          | 153,900 | 207,800 | 277,200 | 334,500 | 379,700 |
|            | 9          | 154,900 | 209,400 | 279,200 | 336,400 | 382,100 |
|            | 10         | 156,300 | 211,200 | 281,200 | 338,600 | 384,800 |
|            | 11         | 157,600 | 213,000 | 283,100 | 340,600 | 387,400 |
|            | 12         | 158,900 | 214,800 | 285,000 | 342,800 | 390,100 |
|            | 13         | 160,100 | 216,200 | 287,000 | 344,600 | 392,500 |
|            | 14         | 161,600 | 218,000 | 288,900 | 346,600 | 394,800 |
|            | 15         | 163,100 | 219,700 | 290,800 | 348,600 | 397,000 |
|            | 16         | 164,700 | 221,500 | 292,600 | 350,600 | 399,400 |
|            | 17         | 165,900 | 223,200 | 294,400 | 352,300 | 401,200 |
|            | 18         | 167,400 | 224,900 | 296,400 | 354,300 | 403,200 |
|            | 19         | 168,900 | 226,500 | 298,500 | 356,100 | 405,100 |
|            | 20         | 170,400 | 228,100 | 300,500 | 358,000 | 406,900 |
|            | 21         | 171,700 | 231,500 | 302,400 | 359,900 | 408,800 |
|            | 22         | 174,400 | 233,100 | 304,500 | 361,800 | 410,600 |
|            | 23         | 177,000 | 234,600 | 306,500 | 363,800 | 412,400 |
|            | 24         | 179,600 | 236,200 | 308,600 | 365,700 | 414,300 |
|            | 25         | 182,200 | 237,600 | 310,300 | 367,700 | 416,100 |
|            | 26         | 183,900 | 239,300 | 312,400 | 369,600 | 417,600 |
|            | 27         | 185,500 | 240,800 | 314,400 | 371,600 | 419,100 |
|            | 28         | 187,200 | 242,400 | 316,400 | 373,600 | 420,700 |
|            | 29         | 188,700 | 243,500 | 318,100 | 375,100 | 422,300 |
|            | 30         | 190,400 | 245,000 | 320,100 | 376,900 | 423,600 |
|            | 31         | 192,200 | 246,600 | 322,200 | 378,700 | 424,900 |
|            | 32         | 193,900 | 247,900 | 324,300 | 380,300 | 426,100 |
|            | 33         | 195,500 | 249,400 | 325,500 | 382,100 | 427,300 |
|            | 34         | 196,900 | 250,800 | 327,500 | 383,500 | 428,600 |
|            | 35         | 198,400 | 252,100 | 329,400 | 385,000 | 429,900 |
|            | 36         | 199,900 | 253,500 | 331,500 | 386,600 | 431,100 |
|            | 37         | 201,200 | 255,000 | 333,400 | 388,000 | 432,300 |
|            | 38         | 202,500 | 256,500 | 335,300 | 389,200 | 433,100 |
|            | 39         | 203,700 | 258,200 | 337,300 | 390,400 | 433,900 |
|            | 40         | 205,000 | 260,000 | 339,200 | 391,500 | 434,700 |
|            | 41         | 206,300 | 261,600 | 341,100 | 392,600 | 435,300 |
|            | 42         | 207,600 | 263,300 | 343,000 | 393,800 | 436,000 |
|            | 43         | 208,900 | 264,900 | 344,800 | 395,000 | 436,700 |
|            | 44         | 210,200 | 266,500 | 346,700 | 396,100 | 437,400 |
|            | 45         | 211,300 | 268,400 | 348,200 | 396,800 | 438,200 |
|            | 46         | 212,600 | 270,200 | 349,600 | 397,500 | 439,000 |
|            | 47         | 213,900 | 271,900 | 351,100 | 398,200 | 439,400 |

|     |         |         |         |         |         |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 48  | 215,200 | 273,600 | 352,600 | 398,900 | 440,100 |
| 49  | 216,300 | 275,300 | 354,200 | 399,500 | 440,600 |
| 50  | 217,400 | 277,000 | 355,000 | 400,100 | 441,000 |
| 51  | 218,400 | 278,800 | 356,200 | 400,600 | 441,400 |
| 52  | 219,500 | 280,300 | 357,200 | 401,000 | 441,800 |
| 53  | 220,600 | 281,800 | 360,100 | 401,400 | 442,200 |
| 54  | 221,600 | 283,700 | 361,400 | 401,700 | 442,600 |
| 55  | 222,500 | 285,500 | 362,800 | 402,000 | 443,000 |
| 56  | 223,500 | 287,400 | 364,200 | 402,300 | 443,300 |
| 57  | 223,800 | 289,000 | 365,500 | 402,600 | 443,600 |
| 58  | 224,600 | 290,700 | 366,400 | 402,900 | 444,000 |
| 59  | 225,400 | 292,500 | 367,500 | 403,200 | 444,300 |
| 60  | 226,100 | 294,300 | 368,600 | 403,500 | 444,600 |
| 61  | 226,800 | 295,800 | 369,400 | 403,800 | 444,900 |
| 62  | 227,800 | 297,500 | 370,300 | 404,100 | 445,300 |
| 63  | 228,600 | 299,000 | 371,200 | 404,400 | 445,600 |
| 64  | 229,400 | 300,600 | 372,100 | 404,700 | 445,900 |
| 65  | 230,100 | 302,200 | 373,000 | 405,000 | 446,200 |
| 66  | 230,800 | 303,900 | 373,800 | 405,300 | 446,600 |
| 67  | 231,700 | 305,500 | 374,600 | 405,600 | 446,900 |
| 68  | 232,700 | 307,200 | 375,400 | 405,900 | 447,200 |
| 69  | 233,400 | 308,100 | 376,100 | 406,100 | 447,500 |
| 70  | 234,000 | 309,600 | 376,800 | 406,400 | 447,900 |
| 71  | 234,500 | 311,100 | 377,500 | 406,700 | 448,200 |
| 72  | 235,200 | 312,700 | 378,200 | 407,000 | 448,500 |
| 73  | 236,000 | 314,300 | 378,700 | 407,200 | 448,800 |
| 74  | 236,600 | 315,900 | 379,300 | 407,500 |         |
| 75  | 237,200 | 317,500 | 379,900 | 407,800 |         |
| 76  | 237,700 | 319,000 | 380,600 | 408,000 |         |
| 77  | 238,400 | 320,500 | 381,000 | 408,200 |         |
| 78  | 239,100 | 321,700 | 381,700 | 408,500 |         |
| 79  | 239,800 | 322,900 | 382,300 | 408,800 |         |
| 80  | 240,300 | 324,100 | 382,900 | 409,000 |         |
| 81  | 240,800 | 324,800 | 383,300 | 409,200 |         |
| 82  | 241,500 | 325,700 | 383,900 | 409,500 |         |
| 83  | 242,200 | 326,500 | 384,500 | 409,800 |         |
| 84  | 242,900 | 327,300 | 385,100 | 410,000 |         |
| 85  | 243,500 | 328,200 | 385,500 | 410,200 |         |
| 86  | 244,200 | 328,600 | 386,000 |         |         |
| 87  | 244,900 | 329,300 | 386,500 |         |         |
| 88  | 245,600 | 330,100 | 387,100 |         |         |
| 89  | 246,100 | 330,900 | 387,400 |         |         |
| 90  | 246,600 | 331,600 | 387,800 |         |         |
| 91  | 246,900 | 332,300 | 388,200 |         |         |
| 92  | 247,300 | 333,000 | 388,600 |         |         |
| 93  | 247,600 | 333,500 | 388,900 |         |         |
| 94  |         | 334,100 | 389,200 |         |         |
| 95  |         | 334,600 | 389,500 |         |         |
| 96  |         | 335,200 | 389,800 |         |         |
| 97  |         | 335,500 | 390,000 |         |         |
| 98  |         | 336,000 | 390,300 |         |         |
| 99  |         | 336,400 | 390,600 |         |         |
| 100 |         | 336,900 | 390,800 |         |         |

|           |  |         |         |         |         |         |
|-----------|--|---------|---------|---------|---------|---------|
| 101       |  | 337,300 | 391,000 |         |         |         |
| 102       |  | 337,800 | 391,300 |         |         |         |
| 103       |  | 338,300 | 391,600 |         |         |         |
| 104       |  | 338,800 | 391,800 |         |         |         |
| 105       |  | 339,100 | 392,000 |         |         |         |
| 106       |  | 339,500 | 392,300 |         |         |         |
| 107       |  | 340,000 | 392,600 |         |         |         |
| 108       |  | 340,400 | 392,800 |         |         |         |
| 109       |  | 340,700 | 393,000 |         |         |         |
| 110       |  | 341,100 |         |         |         |         |
| 111       |  | 341,600 |         |         |         |         |
| 112       |  | 342,000 |         |         |         |         |
| 113       |  | 342,200 |         |         |         |         |
| 114       |  | 342,600 |         |         |         |         |
| 115       |  | 343,100 |         |         |         |         |
| 116       |  | 343,500 |         |         |         |         |
| 117       |  | 343,700 |         |         |         |         |
| 118       |  | 344,100 |         |         |         |         |
| 119       |  | 344,500 |         |         |         |         |
| 120       |  | 344,800 |         |         |         |         |
| 121       |  | 345,100 |         |         |         |         |
| 122       |  | 345,500 |         |         |         |         |
| 123       |  | 345,900 |         |         |         |         |
| 124       |  | 346,300 |         |         |         |         |
| 125       |  | 346,800 |         |         |         |         |
| 126       |  | 347,200 |         |         |         |         |
| 127       |  | 347,600 |         |         |         |         |
| 128       |  | 348,000 |         |         |         |         |
| 129       |  | 348,500 |         |         |         |         |
| 130       |  | 348,900 |         |         |         |         |
| 131       |  | 349,200 |         |         |         |         |
| 132       |  | 349,500 |         |         |         |         |
| 133       |  | 350,000 |         |         |         |         |
| 再任用<br>職員 |  | 187,700 | 215,200 | 255,200 | 274,600 | 315,100 |

(備考) この給料表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第5（第22条関係）

| 区分及び種類      | 支給を受ける職員の範囲  | 手当の額  |
|-------------|--|---|
| 特別診療等手当     | 医療職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が4級である者が、正規の勤務時間外において診療業務等に従事した場合で企業長が認める場合   | 勤務1時間につき3,000円  |
|             | 医療職給料表（1）の適用を受ける職員（研修医を除く。）が、宿直勤務に引き続く勤務日の正規の勤務時間において北播磨総合医療センター企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第3号の規定により半日以下の職務に専念する義務の免除を受けずに勤務した場合 | 勤務1時間につき2,500円（1日につき4時間を限度とする。）   |
|             | 医療職給料表（1）の適用を受ける職員（研修医を除く。）で正規の勤務時間外において蘇生研修の講師として従事した場合で企業長が認める場合   | 勤務1時間につき2,000円（1日につき5時間を限度とする。）   |
|             | 全身麻酔業務に従事した医師（研修医を除く。）   | 1件につき5,000円   |
|             | 分娩の介助に従事した医師（研修医を除く。）  | 1件につき5,000円   |
|             | 他の医療機関から委託された画像診断業務に従事した医師（研修医を除く。）  | 1件につき1,000円を超えない範囲内において、企業長が別に定める額  |
|             | 医療職給料表（1）の適用を受ける職員（研修医を除く。）が、一の給与期間において第19条第1項第1号エに規定する宿日直勤務を4回以上命ぜられた場合   | 4回目以降の勤務1回につき10,000円  |
|             | 一の給与期間における正規の勤務時間が、専ら深夜の全部又は一部となる者で企業長が認める職員   | 月額20,000円   |
| 救急医療体制等確保手当 | 医療職給料表（2）、医療職給料表（3）又は事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上である者が、正規の勤務時間外において緊急の呼出しを受けて緊急診療等に従事した場合で企業長が認める場合   | 勤務1時間につき1,500円  |
|             | 12月29日から翌年の1月3日までの間において医療体制の確保に必要な勤務に従事する職員  | (1) 医療職給料表（1）の適用を受ける職員 勤務1時間につき2,000円（勤務1回又は1日につき16,000円を限度とする。）<br>(2) 前号以外の職員 勤務1時間につき1,250円（勤務1回又は1日につき10,000円を限度とする。） |

|         |   |   |
|---------|---|---|
|         | 医療職給料表（１）の適用を受ける職員（研修医を除く。）が、１２月２９日から翌年の１月３日までの間において病院群輪番制による一次救急実施日に日直勤務した場合                   | 日直勤務１回につき１０，０００円  |
|         | 救急医療及び患者搬送を行うためにヘリコプターに搭乗して、機内等において診療等に従事した場合   | (1) 医療職給料表（１）の適用を受ける職員 １回につき５，０００円<br>(2) 前号以外の職員 １回につき３，０００円 |
| 災害派遣等手当 | 地震などの自然災害、集団的に傷病者が発生する重大な事故及び武力攻撃災害において、他の官公署からの派遣要請により救命処置等の活動に従事した職員又は被害を受けた被災地で医療救護活動に従事した職員 | (1) 医療職給料表（１）の適用を受ける職員 日額３０，０００円<br>(2) 前号以外の職員 日額１８，０００円     |
|         | 正規の勤務時間外において災害等の発生のおそれがある場合又は発生した場合において、関係機関等との情報伝達等を行うことに備えて待機した場合（待機時間は、宿日直の勤務時間の例とする。）       | １回につき９，０００円<br>（勤務時間が５時間未満の場合は、１００分の５０を乗じて得た額とする。）            |
| 防疫等作業手当 | 企業長が定める感染症の防疫等の業務に従事した場合  | 作業に従事した日１日につき４，０００円を超えない範囲内において、企業長が別に定める額                    |

### 別表第６（第２３条関係）

| 給料表       | 職員                                 | 加算割合    |
|-----------|------------------------------------|---------|
| 医療職給料表（１） | 職務の級が４級の職員                         | １００分の１５ |
|           | 職務の級が３級の職員                         | １００分の１０ |
|           | 職務の級が２級の職員                         | １００分の５  |
| 医療職給料表（２） | 職務の級が５級の職員                         | １００分の１５ |
|           | 職務の級が４級の職員                         | １００分の１０ |
|           | 職務の級が３級の職員                         | １００分の５  |
|           | 職務の級が２級の職員で４９号給（薬剤師にあっては５３号給）以上の職員 |         |
| 医療職給料表（３） | 職務の級が５級の職員                         | １００分の１５ |
|           | 職務の級が４級の職員                         | １００分の１０ |
|           | 職務の級が３級の職員                         | １００分の５  |
|           | 職務の級が２級の職員で３７号給以上の職員               |         |



|        |                     |         |
|--------|---------------------|---------|
| 事務職給料表 | 職務の級が5級の職員          | 100分の15 |
|        | 職務の級が4級の職員          | 100分の10 |
|        | 職務の級が3級の職員          | 100分の5  |
|        | 職務の級が2級の職員で3号給以上の職員 |         |

別表第7（第24条関係）

| 基準日以前6月以内の勤務期間 | 期間率      |
|----------------|----------|
| 6月             | 100分の100 |
| 5月15日以上6月未満    | 100分の95  |
| 5月以上5月15日未満    | 100分の90  |
| 4月15日以上5月未満    | 100分の80  |
| 4月以上4月15日未満    | 100分の70  |
| 3月15日以上4月未満    | 100分の60  |
| 3月以上3月15日未満    | 100分の50  |
| 2月15日以上3月未満    | 100分の40  |
| 2月以上2月15日未満    | 100分の30  |
| 1月15日以上2月未満    | 100分の20  |
| 1月以上1月15日未満    | 100分の15  |
| 15日以上1月未満      | 100分の10  |
| 1日以上15日未満      | 100分の5   |
| 0              | 0        |